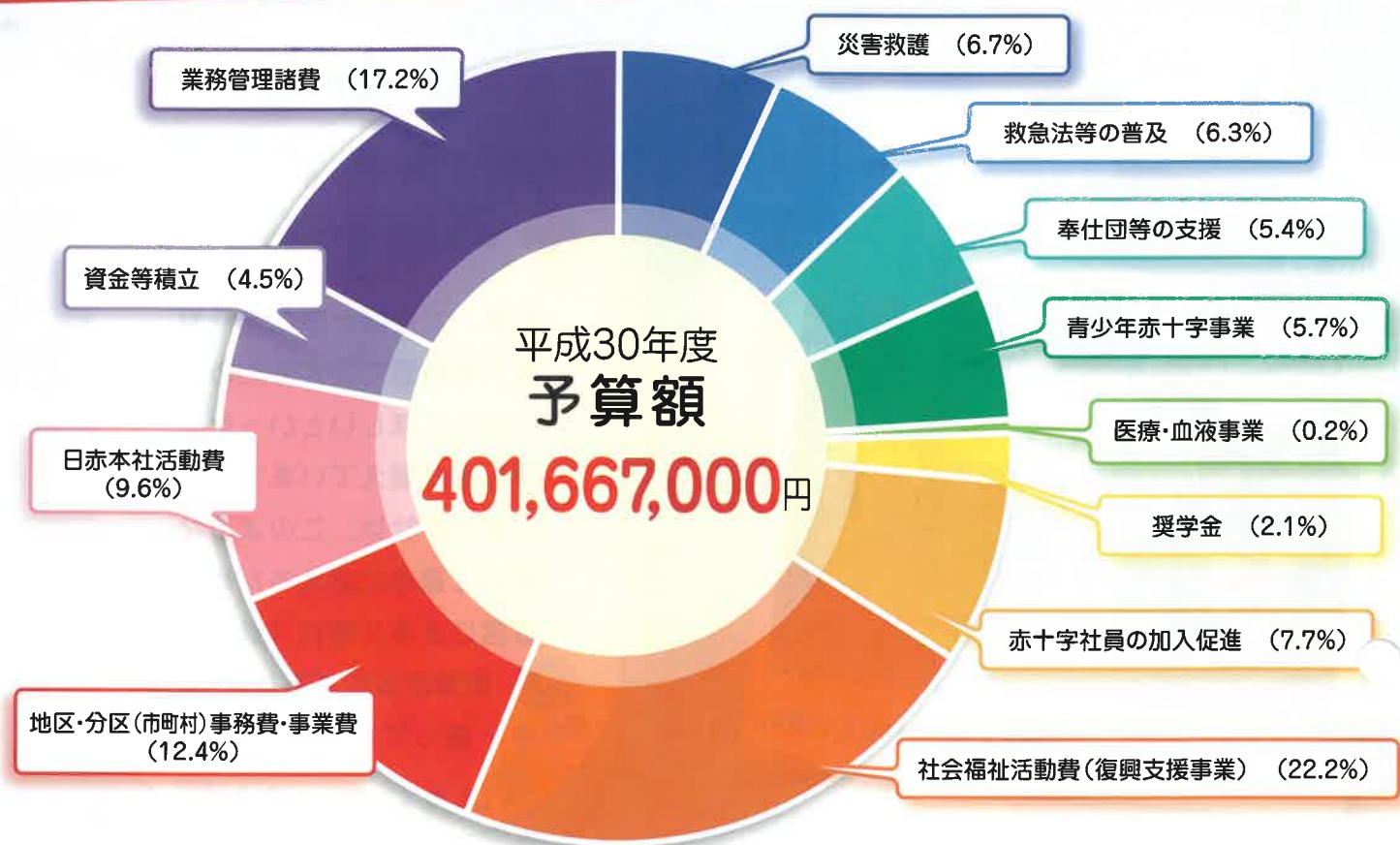


皆さまから寄せられた活動資金は、様々な事業に活用されます。



※上記予算額には、世界の赤十字社(赤新月社)から寄せられた海外救援金が含まれています。

日本赤十字社では、皆さまからのご協力に感謝して表彰制度を用意しています。

| | | |
|---|--|--|
| 特別社員 称号贈与通知書 陶器製門標 日赤太郎 ※希望により選択できます 一時又は数次(10年以内)に2万円以上のご協力をいただいた方 | 支部長感謝状 感謝状 一時又は累計で10万円以上20万円未満のご協力をいただいた方 | 社長感謝状 感謝状 金色有功章受賞後50万円に達した都度(分納額の合算可) |
| 銀色有功章 額 略章 一時又は累計で20万円以上50万円未満のご協力をいただいた方 | 金色有功章 金色有功章(男性用) 金色有功章(女性用) 一時又は累計で50万円以上のご協力をいただいた方 | 章記 略章 |

※年間100万円以上のご協力については、上記以外の表彰もございますので、詳しくは当支部までお問合せください。

●日本赤十字社への社費や寄付金に適用される税制上の優遇措置(要旨)

| 納入者区分 | 区分 | 関係根拠法令 | 適用期間 | 措置の内容 |
|-------|-------------------------|---------------------------|----------------------------|---|
| 個人 | 所得税の控除 | 所得税法第78条第2項第3号 | 通年 | 寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。 |
| | 個人住民税の控除 | 地方税法第37条の2及び同法施行令第7条の17の3 | 通年 (募集金額上限に達した時点で終了) | 総務大臣が毎年指定告示する日赤事業に対してなされる寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の30%まで)から2千円差し引いた額の10%が寄付者の住民税額から控除されます。(居住地の都道府県支部に寄付の場合のみ適用) |
| | 相続税の非課税 | 相続税特別措置法第70条 | 通年 | 寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。 |
| 法人 | 法人税の控除(指定寄付金) | 法人税法第37条第3項第2号に基づく財務省告示 | 4月~9月 (募集金額上限に達した時点で終了) | 財務大臣が毎年指定告示する日赤事業に対してなされる寄付金の全額が、法人の寄付金損金算入限度額にかかわらず損金の額に算入されます。 |
| | 法人税の控除(特定公益増進法人に対する寄付金) | 法人税法第37条第4項 | 通年 | 通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金の額に算入されます。 |

日本赤十字社福島県支部 〒960-1197 福島市永井川字北原田17

TEL 024-545-7998 * お問合せ時間 ▶ 9:00~17:30(土日祝祭日を除く) | FAX 024-545-7924 | <http://fukushima.jrc.or.jp>

または、最寄りの市役所・町村役場、社会福祉協議会の赤十字担当窓口へおたずね下さい。

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。



赤十字の活動は、皆さまのご寄付に支えられています。
かけがえのない命を守り続けるために活動資金へのご協力をお願いいたします。

災害救護訓練

ここにこ健康教室

赤十字は皆さまのご支援(寄付)が必要です 活動資金のご協力をお願いいたします

いのちを救う(人道)活動を続けるために

【支部長挨拶】



日本赤十字社福島県支部
支部長 内堀 雅雄

県民の皆さまには、日頃から赤十字社の活動に対し、温かいご支援を賜り心から感謝申し上げます。

東日本大震災及び原発事故から丸7年が経過しましたが、福島県支部では仮設住宅等における健康教室の開催や赤十字奉仕団によるボランティア活動、被災した学校への支援などを展開してまいりました。

今後も県内の復興の状況に応じて、被災者に寄り添った復興支援活動に取り組んでまいります。

さらに、従来からの事業である災害救護、医療事業、血液事業、青少年赤十字活動の普及に加え、急速に進む高齢化を踏まえた高齢者支援活動や近年の自然災害の増加に備えた地域の防災力向上にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

このような赤十字事業・活動は、県民の皆さまからいただいた善意の活動資金により行っております。

今後も「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という日本赤十字社の使命を果たすため、格別のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成30年4月

赤十字救急法等の普及



赤十字救急法や健康生活支援員養成講習、認知症サポーター養成講座などを開催しています。

血液事業



尊い生命を救うため街頭で献血を呼びかけしています。

+ あなたの思いを赤十字に

近年、ご遺族からご自身や故人の意思で社会のために役立ててほしいといったお申し出が増えています。日本赤十字社は、このような尊いご遺志に応えるために遺言によるご寄付(遺贈)、

相続財産のご寄付を賜っております。

赤十字ボランティア



赤十字奉仕団が様々な復興支援活動を行っています。



赤十字奉仕団は独り暮らしの高齢者支援など地域のニーズに応えています。

青少年赤十字



児童・生徒も世界の平和と福祉に貢献できるよう赤十字を学んでいます。

国際活動



紛争犠牲者や世界各地で多発する自然災害被災者等救援活動協力のため基金を実施しています。

赤十字の活動資金にご協力をお願いします。

目安として年額500円以上のご協力をお願いしています。
また、赤十字の活動資金に、年額2,000円以上を継続してご協力いただいた方にはその累計額により表彰させていただきます。

(※税制上の優遇措置あり)

●地域の自治会や町内会としてご協力いただく方法



●最寄りの市町村/社会福祉協議会の赤十字の窓口へ申し込みいただく方法



●日赤の振込用紙でご協力いただく方法



●自動口座引き落としでご協力いただく方法



●その他のご協力方法

- ・遺言や遺産相続での寄付
- ・赤十字支援型自動販売機の設置



ハートちゃん

◎日本赤十字社の創立記念日である5月1日から1ヶ月間は、赤十字運動月間として特に広く活動資金のご協力を呼びかけています。